固定資産除却費																		
原子力発電施設解体費																		
共有設備費等分担額																		
共有設備費等分担額（貸方）																		
地帯間購入電源費																		
他社購入電源費（太陽光発電促進付加金相当額を除く。）																		
建設分担関連費振替額（貸方）																		
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）																		
開発費																		
開発費償却																		
株式交付費																		
株式交付費償却																		
社債発行費																		
社債発行費償却																		
法人税等																		
電気事業報酬																		
地帯間販売電源料																		
他社販売電源料																		
合計																		

（記載注意）

様式第１の注１から３までと同様とすること。

様式第八中「（第28条、第29条の２関係）」を「（第28条、第29条の３関係）」に改める。

別表第一中「（第７条第２項、第８条第１項、第19条の２第１項、第20条第１項、第29条の２関係）」を「（第７条第２項、第８条第１項、第19条の３第１項、第20条第１項、第29条の３関係）」に、「７部門」を「８部門」に改め、「原子力発電費」の下に「、新エネルギー等発電費」を加える。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第六条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「及び核燃料費」を「、核燃料費及び新エネルギー等燃料費」に改める。

様式第一の第一表中

「

	濃縮関連費	
	小　　計	
合　　計		

」を